

○岡山市病児保育普及定着促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援事業計画に定める病児保育事業実施施設数の目標達成に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、別に定める岡山市病児保育事業実施要綱第3条に基づいて市長が新たに病児保育事業の実施を委託しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

- (1) 市税を滞納しているもの
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの

(補助金の交付の制限)

第4条 補助金の交付回数は、同一の補助事業者について、事業開始の前年度又は事業開始年度1回限りとする。

2 他の補助制度の対象となっているものについては、この補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 この補助金の額は、実施予定施設（新たに事業を開始しようとする病児保育事業実施施設をいう。）ごとに、次により算出した額の合計額とする。

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アで選定した額に次の表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。

基準額	対象経費	補助率
(1) 改修費等 1か所当たり4,000,000円	病児保育事業開始に伴う開設準備経費として、改修費や備品購入等、事業開始の前年度又は事業開始年度固有の必要な経費	10/10

(2) 礼金及び賃借料 1か所当たり600,000円	病児保育事業開始に伴う開設準備経費として、開設前月分の礼金及び賃借料
-------------------------------	------------------------------------

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (2) 対象経費支出の内容を確認できる見積書等の写し
- (3) 工事仕様書の写し
- (4) 改修箇所を図示した平面図
- (5) 購入予定物品のカタログ等の写し

(着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第8条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象経費支出の内容を挙証する領収書等の写し
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 改修箇所を図示した平面図
- (4) 改修箇所の着工前及び着工後の写真
- (5) 購入物品の写真

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の管理)

第10条 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(財産処分等の制限)

第11条 規則第24条第2号に規定する機械及び重要な器具で市長が定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものとする。

- 2 前項に規定する機械及び重要な器具に係る規則第24条ただし書きに規定する市長が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定めるとおりする。
- 3 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年12月26日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成26年10月14日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年1月17日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。